

J R 只見線の早期全線復旧を強く求める意見書

平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨は、1時間に100ミリ前後の猛烈な雨がほぼ同じ場所で降り続くなど、会津地方の各地に甚大な被害をもたらした。被災地域は現在も、東日本大震災からの復興と合わせて様々な厳しい課題に直面している。

特に、J R 只見線については、第5只見川橋りょうの一部と第6、第7只見川橋りょうが流出するなどの大きな被害を受け、現在も会津川口駅から只見駅間が不通となっているため、その区間の交通は代行バスによって確保されているものの、乗り継ぎの不便さから、通勤や通学、通院など地域住民の日常生活に大きな支障を来している。

J R 只見線は、地方の公共交通の維持や広域的な交流ネットワーク構築に必要不可欠なものであることはもとより、車窓から見えるすばらしい景観は、当県の誇る唯一無二の観光資源である。また、人口減少・過疎化が進行する奥会津地域においては、地域の魅力をいかした交流人口の拡大など、地域創生を進める上で重要な交通基盤でもあり、J R 只見線の全線復旧は、この奥会津地域の復興・創生、ひいては当県全体の復興・創生にもつながるものである。

また、県では、県と沿線市町村で構成する検討組織を月内に設置し、全線復旧に向けた支援策や復旧後の利活用の取組など具体策等の検討を進めていくこととしているが、国や東日本旅客鉄道株式会社においても、これまで以上に全線復旧に対する積極的な関与が求められる。

よって、国においては、J R 只見線の持つ役割の重要性に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 鉄道軌道整備法の改正など必要な法整備等を早急に行い、J R 只見線の全線復旧に対する国の財政的支援を可能にすること。
- 2 J R 只見線の全線復旧は、自然災害を被った奥会津地域において日常生活を取り戻すための最低限の復旧であることを東日本旅客鉄道株式会社に認識させるとともに、全線復旧に向けた取組に積極的に関与し、県や関係団体との連携を一層強化しながら、早期全線復旧を実現していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
国土交通大臣
復興大臣

福島県議会議長 杉山純一